本庄市
農業委員会
広報紙

令和7年6月15日発行 第15号

本庄あぐりじゃーなる

HONJO AGRI JOURNAL

柴山斐子（しばやま あやこ）さんは、現在児玉町小平でtamatowafarm(たまとわファーム)を経営しています。自然栽培（農薬不使用・無肥料）で年間約40品目の野菜を育てています。

「植物本来が持っている力を最大限に引き出せるよう、土壌の状態や野菜の原産地を考慮し、適期適作を追及しています。これからたくさんの方にお届けできるよう、より安定した栽培を目指し生産量を増やしていきたいです。」と柴山さんは話しています。

紹介：根岸正一 農地利用最適化推進委員

栗崎向田地区で『ほ場整備』を実施します

栗崎向田地区は、本庄市栗崎、深谷市榛沢の各一部を区域とする約３０ヘクタールの田畑混在地帯です。未整備地区で、道路やほ場は狭く屈曲し、大型機械の使用に支障をきたしています。

また、用排兼用の土水路で、効率的な配水が困難であるだけでなく、排水不良が生じており、農地の高度利用が図れない状況です。

そのため、『農地中間管理機構関連農地整備事業※』の制度を活用したほ場整備（農地の区画を整理し、道路、水路等の整備を行い、生産性の高い農地をつくる事業）を実施し、担い手への農地の利用集積を進めることで、農地の生産性の向上と農業経営の安定化を図ります。

この事業の予定工期は、令和６年度から令和１２年度で、令和６年１０月に開催された設立総会で『栗崎向田土地改良区』が発足し、現在、事業が進んでいるところです。

栗崎向田土地改良区の立石勝義理事長は、「過去に２度、ほ場整備実施のきっかけはあったものの実施できませんでしたが、今回、３度目の正直でようやく事業実施に辿り着いたところです。この栗崎向田地区の農地を未来の担い手に有効に活用してもらいたいため、担い手の育成や農地の利用集積・集約に取り組み、農業の継続的な経営安定化を目指し、目標に取り組んでいきます。」と意気込みを語っています。

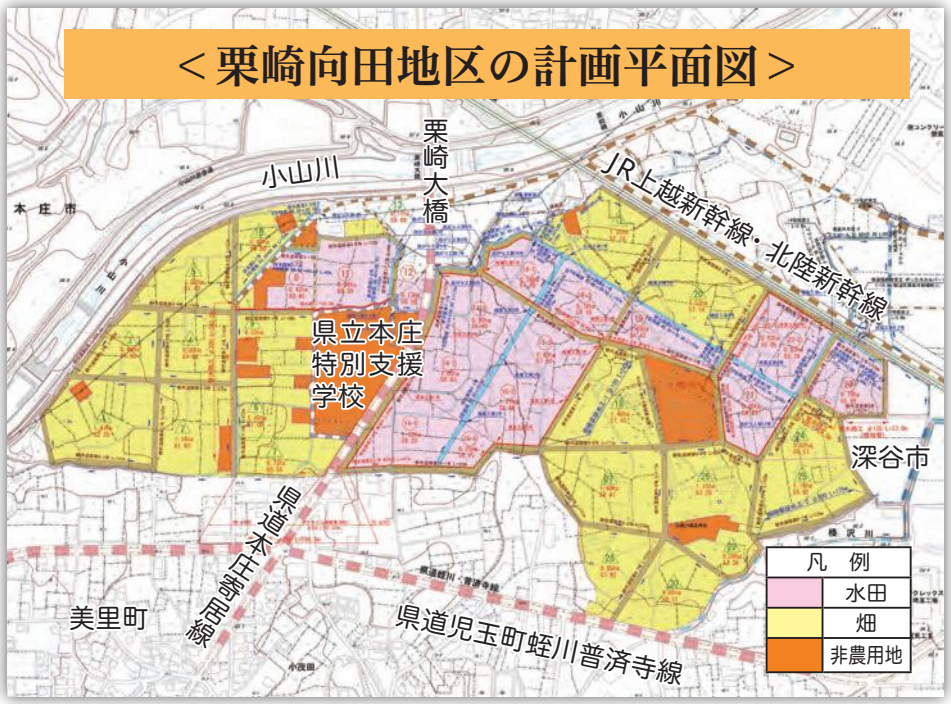

※農地中間管理機構関連農地整備事業
…農地中間管理機構が借り入れている農地を対象として、農業者から工事に係る費用負担を求めずに、ほ場整備を行う事業制度。

農地の貸し借りの方法が変わりました
～農地中間管理事業を活用しましょう～

農地を貸し借りする方法として、農業経営基盤強化促進法に基づく貸し借り（利用権設定による貸し借り）が、令和５年４月の法律の改正により令和７年３月３１日をもって終了しました。

これに伴い、４月１日以降は、❶『農地中間管理事業※』による貸し借りか、❷『農地法』による貸し借りのいずれかの方法を活用していただくことになります。

ただし、令和７年４月１日以降に終期を迎える利用権設定による貸し借りは、契約期間満了日まで有効です。

農地中間管理事業の仕組み

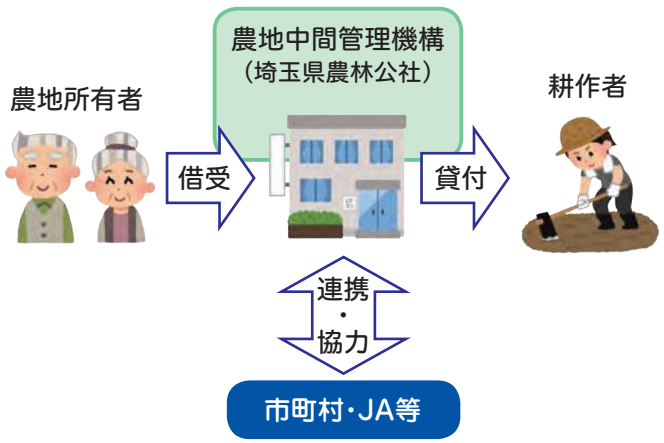

※農地中間管理事業…農地中間管理機構が農地所有者から農地を長期的に借り受け、経営規模拡大に必要な農地をできるだけ集約して、意欲のある耕作者に貸し付ける事業。

農地パトロールを実施します
～農地の適正管理をお願いします～

本庄市農業委員会では、遊休農地の解消や違反転用の発生防止などを目的として、７月から８月の間に農地パトロールを実施します。

雑草が繁茂している遊休農地は、病害虫の発生源となって周辺農地に悪影響を与えるほか、不法投棄されたり、火災や防犯上の危険など、様々な問題が生じる原因となります。

農地を所有（管理）する方は、責任を持って草刈りなどの適切な管理を行い、周辺に迷惑をかけないようにしてください。

農地の貸借や売買の希望を随時受付中

▲最新の一覧表は、市 HP へ

農地を貸したい・売りたいご希望がありましたら、市ホームページに農地の一覧を掲載し、借り手・買い手を募集することができます。

『農地の貸借売買等意向調査票』に必要事項をご記入のうえ、農業委員会事務局へご提出ください。意向調査票は、農業委員会事務局（市役所４階）で配布しているほか、市ホームページでダウンロードできます。

※借り手・買い手が見つかるまでは、農地所有者が維持管理（草刈り等）してください。

農地の無断転用は違反です

農地を転用する場合は、農地法の手続きが必ず必要です。農地を許可なく転用した場合や、転用許可を受けていても、許可されたとおりに転用していない場合は、農地法違反となります。

工事の中止や原状回復等の命令が出されることもあり、これに従わない場合は、３年以下の懲役又は 300 万円以下（法人は１億円以下）の罰金が科せられる場合があります。

※農地転用…農地を住宅や駐車場など、耕作以外の目的で利用すること。

農機具の盗難にご注意ください

全国で農機具の盗難が多数発生しています。適切な対策を行い、被害を防止しましょう。

①農地に置いて帰らない
②エンジンキーを必ず抜く
③鍵のかかる場所に保管

※盗難が起きた際に備え、農機具の車体番号・型番・特徴を記録し、自己防御に努め、保険や共済に加入する等の対策も行いましょう。

『農機具損害共済』は、下記へお問い合わせください。（農機具損害共済には加入要件があります。）

埼玉県農業共済組合 本庄支所　☎ 0495-21-0255

本庄野菜を使ったお店を紹介します！

焼肉レストラン　不二

国道１７号沿いにある昭和５６年創業の焼肉屋です。専門の老舗業者さんから直接仕入れた良質で美味しいお肉をご提供しております。

ランチタイムは、ボリュームある焼肉ランチが人気です。本庄野菜をはじめとしたサラダ付です。

懐かしさを感じるアットホームな空間でくつろぎと美味しさの時間をぜひお楽しみください。

取材：塩原圭一郎 農業委員

店主　新井正義（あらいまさよし）さん、友美（ゆみ）さんご夫妻

■住　　所：本庄市若泉３-２-４
■電話番号：０４９５-２４-１１２９
■営業時間：
【ラ ン チ】11時30分～14時
日曜日はランチお休み
【ディナー】17時30分～22時
土・日・祝は17時～22時
■定 休 日：火曜日

本庄野菜を使った焼き肉と、店主イチ押しのカルビラーメン

発行元　本庄市農業委員会広報広聴委員会
発行日　令和7年6月15日
0495-25-1179

農地の賃借料情報

令和６年に締結（公告）された賃貸借における賃借料水準（10a当たりの年額）は、以下のとおりです。

農地所有者と借主の合意による賃借料情報ですので、農地の賃借料を決める際の参考としてください。

締結（公告）された地域		田（水稲）			畑（普通畑）		
		平均額	最高額	最低額	平均額	最高額	最低額
本庄地域	基盤整備地域	8,700円	14,600円	4,000円	8,700円	13,500円	4,200円
	未整備地域	8,600円	8,600円	8,600円	10,100円	12,900円	8,000円
児玉地域	基盤整備地域	5,800円	10,200円	2,900円	5,900円	12,500円	2,500円
	未整備地域	4,200円	6,100円	2,000円	4,700円	8,700円	1,800円
本庄市全体平均		7,100円			8,400円		

○賃借料が物納支給（水稲）の場合は、６０kg当たり１４，６００円に換算しています。
○金額は、１００円未満を四捨五入しています。
○本庄市全体平均は、各区分の平均額をデータ数により加重平均した金額です。

本庄市有機100倍運動推進協議会

本庄市有機100倍運動推進協議会は、農業者団体、農家組合、JA、埼玉県、本庄市等で構成された団体です。安全・安心で高品質な農産物の産地を育成するため、環境にやさしい農業の推進及び本庄産農産物の普及の推進を目指して活動しています。

『環境にやさしい農業推進事業補助金』

◇対 象 者　市内在住の販売農家*又は販売農家集団（農業法人含む）
＊販売農家…経営耕地面積が30a以上又は前年の農産物販売金額が50万円以上の農家
◇対象地域　本庄市内のほ場
◇補助条件　事業計画が明確であること
◇事業内容　・特性植物利用促進（ソルゴー、ヘアリーベッチ、エン麦購入費等）
・生分解性マルチフィルム利用促進
・防虫ネット利用促進
・有機ＪＡＳ認定取得促進（新規・継続）

※事業内容は一例です。詳しくは、本庄市役所農政課（☎0495-25-1177）へお問い合わせください。

農薬は適正に使用しましょう！

○農薬を使用する際は、ラベルや袋に表示された使用方法や注意事項を厳守し、他の作物への飛散に十分注意してください。
○農薬を散布するときは、事前に周辺住民や施設利用者等に周知するとともに、風向きなどに十分注意し、事故防止に努めてください。
○誤飲などの事故を防止するため、小分けは絶対に行わず、鍵をかけて安全に保管管理してください。使用するときは、飲食物の容器（ペットボトル等）を容器として用いないでください。
○農薬を廃棄するときは、専門業者に処理を委託するなど、各自責任を持って処分してください。

『ふるさと納税返礼品』協力事業者募集

本庄市に『ふるさと納税』をされた方への返礼品として、“本庄産農産物”を提供していただける事業者を募集しています。

ご興味のある方は、本庄市役所農政課（☎0495-25-1177）へお問い合わせください。

農業委員会広報広聴委員会

委員長	田端	講一
副委員長	細野	俊文
委　員	福島	正紹
〃	中野	和夫
〃	塩原圭一郎	
〃	井上	栄二
〃	永尾	路子
〃	鈴木	良美
〃	根岸	正一
〃	木村	文子
〃	出牛	康

収入保険

自然災害や価格低下、けがや病気で収穫ができない等により売上が減少した場合に、その減少の一部（最大９割）を補償する保険です。

加入要件　青色申告を行っている農業者（個人・法人）

※詳細やお申込みの手続きは、下記へご連絡ください。
埼玉県農業共済組合 本庄支所
☎0495-21-0255

全国農業新聞
を購読しませんか
農業経営と暮らしに役立つ週刊の農業総合専門紙です。
●発行日　月４回金曜日
●購読料　月700円（税込）
お申込みは農業委員会事務局へ

農業者年金に加入しましょう

次の３つの要件を満たす方は、どなたでも加入できます。

・国民年金第１号被保険者
・年間60日以上農業に従事
・20歳以上65歳未満
（60歳以上は、国民年金の任意加入被保険者）

※詳しくは、最寄りのJAまたは農業委員会事務局へお問い合わせください。